

独立行政法人統計センター(法人番号7011105002089)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

独立行政法人通則法第52条第3項の規定に基づき、「一般職の職員の給与に関する法律」(以下「給与法」という。)の適用を受ける国家公務員の給与水準を参酌し、各役員の職務に応じた支給基準を設定している。

② 令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

令和5年度においては、独立行政法人統計センター役員報酬規程(以下「役員報酬規程」という。)に則り、業績に応じ期末特別手当を増額又は減額できることとしていた。

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

法人の長

○役員報酬基準の内容

役員報酬規程に則っており、理事長の報酬は、俸給(月額968,000円)、地域手当(20.0%)、期末特別手当(国の期末手当及び勤勉手当に相当(算出式は以下のとおり))から構成されている。

・期末特別手当(年額)算出式

基礎額(俸給月額+地域手当)+(俸給月額+地域手当)×20/100+俸給月額×25/100)×328/100×在職期間割合

○令和5年度における改定内容

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)」による給与改定に準じ、俸給を月額965,000円から968,000円に改定(4月期から適用)、期末特別手当の支給割合を年間3.20月から3.28月に改定。

理事

○役員報酬基準の内容

役員報酬規程に則っており、理事の報酬は、俸給(月額763,000円)、地域手当(20.0%)、期末特別手当(国の期末手当及び勤勉手当に相当(算出式は法人の長と同様))から構成されている。

○令和5年度における改定内容

「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第73号)」による給与改定に準じ、俸給を月額761,000円から763,000円に改定(4月期から適用)、期末特別手当の支給割合を年間3.20月から3.28月に改定。

理事(非常勤)

役員報酬規程に則って、非常勤役員手当として日額を支給しており、令和5年度は、上限を34,200円から34,300円に改定した。

監事(非常勤)

役員報酬規程に則って、非常勤役員手当として日額を支給しており、令和5年度は、上限を34,200円から34,300円に改定した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	19,305	11,616	5,366	2,323 (地域手当)	4月1日		*
A理事	15,478	9,156	4,229	1,831 (地域手当) 262 (通勤手当)			
B理事	15,216	9,156	4,229	1,831 (地域手当)	4月1日		◇
C理事 (非常勤)	2,221	2,221		()	4月1日		
A監事 (非常勤)	720	720		()		6月19日	
B監事 (非常勤)	240	240		()		6月19日	
C監事 (非常勤)	995	995		()	6月20日		
D監事 (非常勤)	960	960		()	6月20日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当法人は、国勢調査等の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行い、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的としており、理事長は、当法人の基本的な経営方針を立案し、総務大臣の定める年度目標及びその達成のための事業計画に基づき、法人全体の運営管理業務を総理するという重大な責務を負っている。

また、当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、役員報酬規程は、給与法に準拠した報酬体系としており、法人の長である理事長の報酬水準については、その職責に鑑み、妥当であると考ええる。

理事

当法人は、国勢調査等の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行い、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的としており、理事は、理事長を補佐するとともに、法人運営業務を掌理し、その責任の一端を担う重責を負っている。

また、当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、役員報酬規程は、給与法に準拠した報酬体系としており、理事の報酬水準については、その職責に鑑み、妥当であると考ええる。

理事(非常勤)

当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、報酬は、給与法第22条に準拠し、職務や経歴を勘案した日額単価としており、報酬水準については、妥当であると考ええる。

監事(非常勤)

当法人は行政執行法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、報酬は、給与法第22条に準拠し、職務や経歴を勘案した日額単価としており、報酬水準については、妥当であると考ええる。

【主務大臣の検証結果】

統計センターは行政執政法人であり、役員の身分は国家公務員であることから、報酬は給与法に準拠した報酬体系となっているため、報酬水準については妥当であると考ええる。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	5,815	4	0	R5.3.31	1.2	
A理事	該当者なし					
	千円	年	月			
B理事	4,586	4	0	R5.3.31	1.2	※
	千円	年	月			
C理事 (非常勤)	支給対象外					
	千円	年	月			
A監事 (非常勤)	支給対象外					
	千円	年	月			
B監事 (非常勤)	支給対象外					
	千円	年	月			
C監事 (非常勤)	支給対象外					
	千円	年	月			
D監事 (非常勤)	支給対象外					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	業績勘案率(1.2)については、主務大臣において、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定、平成27年3月24日一部改正。以下「閣議決定」という。)及び「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき算定し、当該法人に通知した。この業績勘案率は、閣議決定に基づき、「独立行政法人統計センターの役員の退職金に係る業績勘案率について」(令和5年11月14日総統総第1395号)により総務省独立行政法人評価制度委員会に通知し、独立行政法人評価制度委員会評価部会(令和5年11月27日)において審議され、総務省行政管理局管理官(独立行政法人評価担当)から「意見は述べない」と回答を得ている。 また、退職手当額の算出に当たっても、閣議決定に基づく支給率を用いており、当該法人の裁量によって額を増減させていない。 よって、退職手当の支給水準は、妥当であると認められる。
A理事	該当者なし
B理事	業績勘案率(1.2)については、主務大臣において、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定、平成27年3月24日一部改正。以下「閣議決定」という。)及び「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき算定し、当該法人に通知した。この業績勘案率は、閣議決定に基づき、「独立行政法人統計センターの役員の退職金に係る業績勘案率について」(令和5年11月14日総統総第1395号)により総務省独立行政法人評価制度委員会に通知し、独立行政法人評価制度委員会評価部会(令和5年11月27日)において審議され、総務省行政管理局管理官(独立行政法人評価担当)から「意見は述べない」と回答を得ている。 また、退職手当額の算出に当たっても、閣議決定に基づく支給率を用いており、当該法人の裁量によって額を増減させていない。 よって、退職手当の支給水準は、妥当であると認められる。
C理事 (非常勤)	支給対象外
A監事 (非常勤)	支給対象外
B監事 (非常勤)	支給対象外
C監事 (非常勤)	支給対象外
D監事 (非常勤)	支給対象外

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

現在の業績給の仕組みを継続する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、給与法の適用を受ける国家公務員の給与等を参酌し、行政執行法人として適正な給与水準を定める。
また、給与法の適用を受ける国家公務員と同様に、職務の複雑、困難及び責任の度等に基づき俸給表に定める職務の級を設定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

統計センターは行政執行法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、給与法に準拠した給与体系としている。このため、国の職員と同様、昇給及び勤勉手当において、人事評価制度の業績評価等の結果を踏まえつつ職員の勤務成績を的確に反映する。
なお、給与への具体的な反映方法については以下のとおりである。
・昇給:昇給の区分を6段階(卓越して優秀～不十分)設け、職員の勤務成績を適切に反映。
・勤勉手当:直近の業績評価の結果を踏まえつつ職員の勤務成績に応じ、205/100(特定幹部職員にあっては245/100)を超えない範囲内において成績率を決定。

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

○給与制度の内容

国の給与法を参酌して定めた独立行政法人統計センター職員給与規程(以下、「職員給与規程」)に則っており、給与は俸給及び諸手当(地域手当、扶養手当、職責手当、職務調整手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等)から構成されている。

○令和5年度における主な改定内容

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を踏まえ、以下のとおり職員給与規程を改正した。
・全俸給表の引き上げ改定[4月期から適用]
・勤勉手当に係る支給割合を年間4.40月から4.50月へ改定[12月期適用]

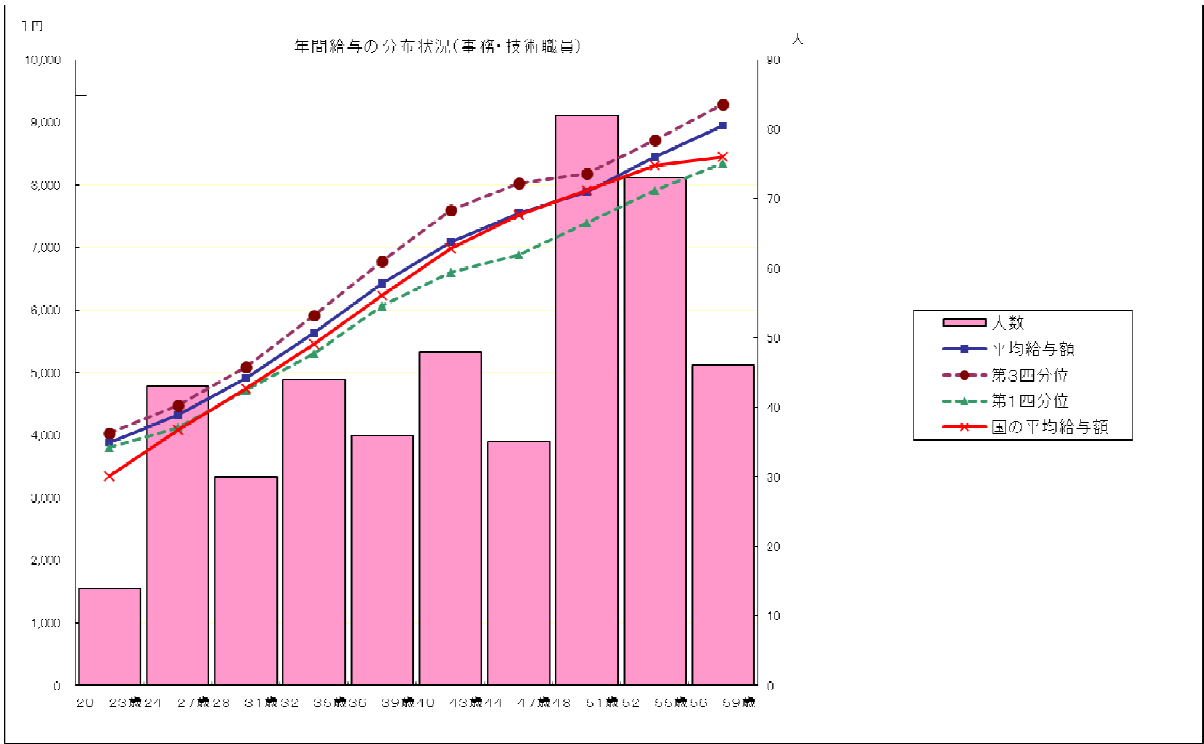
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	458	43.6	7,198	5,285	192	1,913
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	458	43.6	7,198	5,285	192	1,913
技能職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	43.2	4,725	3,496	149	1,229
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	3	43.2	4,725	3,496	149	1,229
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	63.6	5,111	4,303	222	808
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	24	63.6	5,111	4,303	222	808
技能職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	51	3,678	2,724	175	954
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	24	51	3,678	2,724	175	954

注:常勤職員については、任期付職員及び再任用職員を除く。
注:常勤職員の技能職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。
注:再任用職員の技能職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。
注:以下の区分は該当者がいないため、記載を省略している。
・常勤職員(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))
・在外職員
・任期付職員(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))
・再任用職員(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))
・非常勤職員(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
注2:令和6年4月1日における年齢が20歳以上60歳未満の職員(451人)を対象とした集計である。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
・本部部長	1			
・本部課長	22	56.3	10,111	11,777 ～8,820
・本部課長補佐	102	54.4	8,605	9,672 ～7,905
・本部係長	239	43.9	7,006	8,405 ～4,818
・本部係員	94	27.8	4,485	5,582 ～3,524

注:本部部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額の平均・最高～最低額については記載していない。

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 48.9	% 48.7	% 48.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 51.1	% 51.3	% 51.2
		%	%	%
	最高～最低	56.2～43.8	56.0～44.0	56.1～43.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 53.9	% 54.0	% 54.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 46.1	% 46.0	% 46.0
		%	%	%
	最高～最低	49.8～41.5	49.8～41.8	49.8～41.7

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 102.4 ・年齢・地域勘案 90.5 ・年齢・学歴勘案 104.7 ・年齢・地域・学歴勘案 95.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	年齢・地域勘案の対国家公務員が90.5であることから、当法人の主な所在地が東京都新宿区(特別区)であり、地域手当支給割合が国と比較して高いことが影響している。
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 81.1%】 (国からの財政支出額 7,684百万円、支出予算の総額 9,480百万円:令和5年度予算) 【累積欠損額 0円(令和5年度決算)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 50.9%】 (支出総額 9,063百万円、給与・報酬等支給総額 4,609百万円:令和5年度決算) (法人の検証結果) 統計センターは行政執行法人であり、職員の身分は国家公務員であることから、職員給与規程は国の給与法に準拠した給与体系としており、職員の給与水準については適切であると考ええる。 (主務大臣の検証結果) 対国家公務員の指数のうち、年齢勘案は102.4、年齢・学歴勘案は104.7と100を超えているが、年齢・地域・学歴勘案では95.0となっており、概ね国家公務員と同水準であると考ええる。今後も、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、国家公務員の給与改正に合わせ改正を行っているか等、適切な給与水準の維持に努めているか注視していく。
講ずる措置	当法人は、行政執行法人として、給与法を参酌した給与体系としていることから、今後の給与改定についても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を参酌した措置を講じるなど、適正な給与水準の維持に努める。

4 モデル給与

○22歳(大卒初任給)	)
月額 196,200円 年間給与 3,222,000円	
○35歳(本部係長)	
月額 351,840円 年間給与 5,774,000円	
○50歳(本部課長代理)	)
月額 528,960円 年間給与 8,834,000円	

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

現在導入している業績給の仕組みを継続する。	)
-----------------------	---

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,604,773	千円 4,609,014
退職手当支給額 (B)	千円 327,689	千円 131,617
非常勤役職員等給与 (C)	千円 564,601	千円 421,882
福利厚生費 (D)	千円 692,832	千円 672,986
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,189,895	千円 5,835,499

注：中期目標管理法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額が対前年度比0.09%増加した主な要因は、給与法改正に準じて改正した給与規程等により、俸給、勤勉手当等が増加したことによるものである。
- ・退職手当支給額が対前年度比59.83%減少した主な要因は、定年年齢の引上げに伴い定年退職者が減少したことによるものである。
- ・非常勤役職員等給与が対前年度比25.28%減少した主な要因は、周期調査のために雇用した期間業務職員が任期満了で退職したことにより、人員が減少したことによるものである。
- ・最広義人件費が対前年度比5.73%減少した主な要因は、上記理由によるものである。

Ⅳ その他

事務・技術職員の定年年齢は61歳である。令和5年4月1日に定年年齢を60歳から61歳に引き上げた。定年年齢の引上げに伴い、60歳に達した管理監督職の職員は非管理監督職に降任する制度を設けているほか、職員の基本給について61歳に達する年度から7割水準とすることとした。